

令和6年度篠山小中学校いじめ防止基本方針

篠山小中学校組合立篠山小中学校

本方針は、児童生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進するとともに、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進し、いじめ問題の根絶を目指して策定したものである。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方針

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒に十分に理解させる必要がある。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条より）

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義と理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

個々の行為がいじめに当たるかどうかは、いじめられた生徒の立場に立ってとらえることが必要で、表面的・形式的に判断しないように注意しなければならない。また、いじめの認知は、特定の教職員で行うのではなく、組織で行われなければならない。

2 いじめ対策のための校内組織の設置

(1) 校内いじめ対策委員会

① 構成員

校長・教頭・該当生徒担任・生徒指導主事・養護教諭

② 活動内容

いじめ防止等の対策、及びいじめの措置を実効的に行うために組織する。しかし、小規模校である本校の実態から、基本的には全教職員で全ての事案に対応する。

(2) いじめ対策委員会（「篠南の児童生徒をまもり育てる協議会」を兼ねる）

① 構成員

「篠南の児童生徒をまもり育てる協議会」会員（学校運営協議会委員）や学校支援ボランティア協力員

② 活動内容

校内いじめ対策委員会の防止対策や措置について検討する。必要に応じて、南予子ども・女性支援センター所員、愛南警察署刑事生活安全課署員、スクールガードリーダーや愛南町子ども支援センター所員等を委員会に招へいする。

(3) 児童生徒を見つめる会

毎月1回の小中合同職員会において、全校児童生徒の現状や指導についての情報交換、及び共通理解・共通実践について協議する。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 学校での取組

学級づくり・ 学級経営の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級や部活動等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを推進する。 ・ ストレスを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育てる。
人権・同和教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童生徒に理解させる。 ・ 児童生徒が人を思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。 ・ 児童生徒の心が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。
体験活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進する。 ・ 福祉体験やボランティア体験、職場体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
主体的な活動の充実 (児童会・生徒会活動)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童会や生徒会において、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、児童生徒自身の主体的な活動を推進する。
分かる授業づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中合同校舎の特色を生かし、小学校と中学校が連携した乗り入れ授業や補充学習(篠南塾)を活用し、児童生徒の実態把握に努める。 ・ 少人数のよさを生かし、きめ細かな指導を充実させ、確かな学力の定着と向上を図る。
特別活動の充実 (コミュニケーション 能力の育成)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を積極的に取り入れる。 ・ 児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための教育活動を充実させる。
インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICTの安全かつ効果的な利用の方法について研究を深め、各教科の授業や学級活動の場に応じて情報モラルの教育を推進する。(学習用端末であるChromebookの適切な利用方法についても指導する) ・ 児童生徒の実態を把握し、ネット上で行われる具体的な問題を取り上げ指導に生かす。
新型コロナウイルス感染症に関する指導や対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、生徒の発達段階に応じた指導を行う。 ・ 新型コロナウイルス感染症に関する誤った偏見や差別意識を生じさせないように、生徒指導上の配慮を十分に行う。

(2) 家庭・地域との連携

保護者への啓発・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業参観や懇談会の開催、HP、学校だよりなどの広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。 ・ 自分の子供に関心を持ち、子供の寂しさやストレスに気付くことができる親になれるように啓発する。 ・ 携帯電話やインターネットを使うルールを保護者と本人で話し合っ決めて決めるよう啓発する。
地域への啓発・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子供たちを「地域の宝」として育てる意識と、子供たちに地域から守られているという安心感を持たせる。 ・ 子供たちと顔見知りになるために、子供たちと出会った時は、挨拶や声かけを依頼する。 ・ 子供たちが困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていただくとともに、心配ごとがあったら学校に連絡していただくよう依頼する。

3 いじめの早期発見（いじめを見逃さない・見過ごさないための手立て等）

(1) いじめの態様（具体的ないじめの態様例）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。 ・ 金品をたかられる。 ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等
--

※ これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

(2) 早期発見のための対策

児童生徒の声に耳を傾ける	日記（あゆみ）の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒と担任が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。 ・ 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
	相談活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月1回定期教育相談を全教職員で実施する。 ・ 日常生活の中での教職員の声掛け等、児童生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
児童生徒の行動を注視する	学校生活の観察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員が児童生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることを心掛け、いじめの早期発見を図る。 ・ 休み時間や昼休み、放課後等、児童生徒の様子に目を配り、「児童生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。 ・ 児童生徒間の人間関係の把握に努める。 ・ いじめの早期発見・いじめ問題への対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定め、これらを徹底するため、学校評価等を活用して全教職員で評価・振り返りを行う。

アンケート等調査の工夫	<ul style="list-style-type: none"> アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、月に1回実施し、それと併せて教育相談を実施する。 児童生徒の実情に応じた方法（記名、無記名等）に配慮する。
保護者との連携、情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> 保護者用の学校評価アンケート等を活用し、家庭と学校のいじめ問題への意識が差異なく連携して児童生徒を見守る。 気になる言動に対して気軽に相談できるように、保護者との連携を密にしておく。

4 いじめに対する措置（早期対応、認知したいじめに対する対応等）

① 事実確認	<ul style="list-style-type: none"> 当事者双方、周りの児童生徒から、個々に聴き取り、記録する。 関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。
② 校内いじめ対策委員会での対応（指導体制、方針の決定）	<ul style="list-style-type: none"> 教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。 指導体制を整え対応する教職員の役割分担をする。 教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。 継続的に指導・支援を行う。 生徒の心のケアを図る。
③ いじめられた児童生徒・保護者に対する説明、支援	
いじめられた児童生徒への支援	保護者への説明、支援
<ul style="list-style-type: none"> いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方をせず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。 徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。 複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。 いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。 徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。 いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力を仰ぐ。 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。
④ いじめた児童生徒への指導、保護者への助言	
いじめた児童生徒への指導	保護者への助言
<ul style="list-style-type: none"> 事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。 相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせ、自らの行為の責任を自覚させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。

<ul style="list-style-type: none"> いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。 いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払う。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害児童生徒、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）を取るよう示唆する。 児童生徒の健全育成に向けて、保護者に対して継続的な助言を行う。
<p>⑤ いじめが起きた集団への働きかけ</p>	<ul style="list-style-type: none"> いじめを見ていた児童生徒に対して、自分の問題としてとらえさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。 はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。 いじめの解決は、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

5 いじめ防止年間指導計画

	項 目	時 期
いじめ防止のための措置 (児童生徒が主体となる活動)	<ul style="list-style-type: none"> ○全校遊び(スーパー全校遊び) ○友達のいいところ見つけカード 	毎週 (月1回) 通年
いじめ防止のための措置 (教師が主体となる活動)	<ul style="list-style-type: none"> ○「できる・分かる」授業実践 ○全教職員による定期的教育相談 ○教科や学級活動を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定と指導の充実 ○自主的にいじめの問題に対して考え、議論する道徳・学級活動の実施 ○ホームページや学校だよりなどを活用した、いじめ防止に係る啓発 ○人権に関する研修 ○いじめ防止等に係る校内研修 ○人権尊重に関する集会活動の実施 ○学校いじめ防止基本方針の点検・見直し ○学校評価による目標達成状況の評価 	通年 毎月 通年 適宜 適宜 適宜 適宜 年1回 適宜 年間2回
いじめの早期発見の措置	<ul style="list-style-type: none"> ○職員朝礼 ○職員会議、校内研修会での情報共有(児童生徒を見つめる会) ○なかよし(学校生活)アンケートの実施 ○全教職員による定期的教育相談 ○校内いじめ防止対策委員会 ○児童生徒の発する具体的なサインの共有 	毎日 毎月 ・随時 毎月 毎月 毎月 随時

6 教育委員会や関係機関等との連携

- ・ いじめを確認した場合は、篠山小中学校組合教育委員会に報告するとともに、状況によって「重大事態」と考えられる場合は、いじめ防止対策推進法に則して、篠山小中学校組合教育委員会に指導・助言を求め、組織的に対応する。児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったとの申し出があった場合にも同様とする。
- ・ いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、愛南警察署と連携して対処する。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがある場合は、直ちに愛南警察署に通報し援助を求める。

7 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めた場合は、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童生徒の保護を第一に、いじめを行った児童生徒に対して適切に懲戒を加えることができる。その際は、児童生徒が自分自身の行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう配慮しながら指導を行う。

8 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を教育委員会に報告し、ホームページ上に公開する。